

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第48号)

令和3年2月12日

徳情個審答申第48号

令和3年2月12日

徳島市教育委員会 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の  
規定に基づく諮問について（答申）

令和3年1月6日付徳市高発第3号の諮問書により徳島市教育委員会から諮問  
のありました電子計算機結合に係る個人情報保護評価（市高学習支援クラウド）  
の件について、次のとおり答申します。

## 第1 結論

電子計算機結合に係る個人情報保護評価（市高学習支援クラウド）について、  
以下の3点に関し、特段の問題は認められない。

- ① 民間クラウドサービスを利用して学習データを保管すること
- ② 請負事業者が生徒及び教員のIDの作成・管理を委託すること
- ③ 生徒が同サービスに接続すること

## 第2 付言

当審査会は、第1に述べたとおり、本件諮問に係る電子計算機の結合につい  
て特段の問題は認められないとするものであるが、同結合を実施するにあたっ  
ては、次の事項に留意しつつ、全体的なセキュリティ等の対策については、引  
き続き強化・見直しを検討するよう求めるものである。

### 1 管理者側及び利用者側における具体的なリスクの想定及びその対策

本件の結合については、過去に当審査会で意見を述べてきた、市内部のサ

ーバーと外部事業者を結合して委託処理させるものと異なり、外部民間クラウドに生徒の学習データを新設保管し、その管理を請負事業者に委託し、さらに生徒に1人1台の貸出タブレット又は各家庭の端末を用いて接続・利用させるものである。

しかしながら、請負事業者の接続に関して求められるセキュリティは同じであり、プライバシーマークやJAPHICマーク等の個人情報管理に関する公的認証の取得、端末設置室の入室や端末使用に関する監視・ログ・多要素認証、担当従業員への研修など、一般的な対策については今後も整備に努められたい。

また、国のGIGAスクール構想及び徳島県GIGAスクール構想に並んで行われるものとはいえ、大規模な端末利用によるクラウドサービスの利用については前例がなく、これまでにない各種トラブルの発生が予想されるため、管理者側及び利用者側については具体的なリスクの想定及びその対策に一層努められたい。

## 2 利用に関する生徒ごとの事情のフォロー

本結合は家庭でのクラウドサービスの利用を認めるものであるところ、生徒それぞれに学習の機会を保障することが重要であると考えられるため、生徒の家庭ごとの端末の設置やネット回線の普及度合いの格差等に関して、できるだけフォローされたい。

## 3 マニュアル等による利用者のフォロー

利用者が高校生であり、小・中学生に比べてある程度機器の操作については習熟していると考えられるが、最大限の学習効果を発揮するためにも、請負事業者による問合せ対応やマニュアルの作成等について、手厚いフォローを検討されたい。

## 4 漏洩時を想定した対応の検討

個人情報の漏洩防止を目的として、本件のような個人情報保護評価を行っているものであるが、絶対のセキュリティというものは存在しないことから、

漏洩時を想定した対応の検討等についても善処されたい。

以 上

《参考1》

審査会委員

会 長	永本 能子
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	島内 保彦
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年1月6日	実施機関から諮問書を受理した。
令和3年1月13日 (2年度第10回審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、概要説明及び質疑応答を行った。
令和3年2月12日 (2年度第11回審査会)	答申を決定した。